

在宅医療スタートアップ支援事業
業務委託企画提案仕様書

令和3年10月
山梨県福祉保健部医務課

在宅医療スタートアップ支援事業 業務委託企画提案仕様書

1 目的

県民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療提供体制の整備が求められている。本業務は、在宅医療を実施する医療機関の増加を図るために、本県の医療資源や受診動向等について所要の調査・分析を行うとともに、病院及び診療所の医師や看護師等を対象に、在宅医療への参入メリット等を周知することを目的とした研修会を行うものである。

2 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 業務の内容

業務内容は以下のとおりとする。

(1) 在宅医療に係る調査及び分析の実施

効果的に(2)の研修事業を行うために、在宅医療に関する本県の医療資源や受診動向等について明らかにした上で、課題分析を行う。

(2) 在宅医養成研修事業

(1)の調査・分析結果を踏まえ、診療所や病院の医師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識、在宅医療の開始・拡充や在宅療養支援診療所の経営等の基礎的な事項に関する座学形式の研修を実施する。

ア 業務内容

(ア) 研修の周知に関すること

- ・ 県内医療関係機関等に対する、文書その他の手法による研修の周知
- ・ 応募の受付及び受講者の決定

(イ) 研修の実施に関すること

- ・ 研修日程の設定並びに研修会場及び必要な通信環境等の確保
- ・ 研修内容の企画
- ・ 研修テキストの企画及び作成
- ・ 講師の選定及び連絡調整
- ・ 研修当日の運営

(ウ) 研修の修了確認に関すること

- ・ 受講者の受講状況の管理
- ・ 修了予定者名簿の作成及び県への送付
- ・ 研修修了証等の作成・交付

(エ) その他

- ・研修に関する問い合わせ対応等

イ 上記業務内容に係る留意事項

(ア) 研修の周知方法について

多忙な医師等の目に留まりやすく、かつ積極的な参加を促すような周知方法について広く提案し、実施すること。

(イ) 研修の実施について

下記内容を基本とし、県と協議の上、実施すること。

a 研修対象者

県内の診療所、病院に勤務する医師等。

b 研修方式

オンライン形式を基本とするが、新型コロナウイルスの感染対策を行ったうえで、対面形式も可能とする。なお対面で行う場合は、県と協議の上で開催地を決定すること。

c 受講者の費用負担について

参加費は無料とする。なお、オンライン受講のための通信環境に要する費用は受講者負担とするが、受講にあたり有料のアプリケーションの使用等、通常のインターネット環境外の費用負担を受講者に求めないこと。

(ウ) 研修内容の企画及び講師の選定について

a 研修内容の企画にあたっては、本業務の目的達成に必要な項目を盛り込んだ研修内容とすること。

b 講師については、受講者に対して必要かつ適切な知識・技巧等の提供ができる者として、県と協議の上、選定すること。

c 研修には必要に応じてアイスブレイキングを取り入れる等、受講者が集中して受講できるように努めること。

(エ) 研修当日の運営について

配信の事前準備、機器・研修資料等の準備、講師の対応等、研修の運営に必要な業務全てを行うこと。

4 委託料

委託料上限 4,950,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

5 評価項目及び点数

プロポーザルにおける評価項目及び配点は、別紙の審査基準表のとおりとする。

6 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

(1) 実績報告書の提出

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書を県へ提出するものとする（別途、電子データ（CD-ROM）も提出すること。）。

(2) その他の報告業務

受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

7 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

8 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・ 受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

9 特記事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により医務課に報告すること。
- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- (7) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作

成し県に提出すること。

10 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

審査基準表

区分	評価項目	配点
調査・分析	在宅医療に関する本県の医療資源や受診動向等に係る調査の方法について、実現可能な提案がなされているか。	10
	調査分析の実施手法は、より正確な分析結果を得るために優位性が高いものであるか。	10
研修会の開催	研修内容が、医療機関の在宅医療への参入を促す効果が期待できるカリキュラムとなっているか。	10
	本県における在宅医療の現状・課題等を踏まえた研修内容となっているか。	10
	受講対象者が参加しやすい工夫や配慮した内容となっているか。	10
	確実に業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。	5
コンサルティング実績	官公庁又は都道府県からの委託による在宅医療に関する調査分析業務や、医療機関への経営支援等の実績を活かし、本事業の運営に貢献することが見込まれるか。	10
実施体制	組織体制や人員、医療分野に関する専門的知識を有する者の配置など、事業を実施する上での体制が十分確保されているか。	10
	情報管理に関して、個人情報保護や情報漏洩に対する対策等、組織として適切な取組がとられているか。	5
その他提案 アピール	事業全体を通じて、仕様書に記載されている内容以外に有益な提案がなされているか。	10
価格	最も低い費用の提案者を10点とし、以下の計算式で点数を計算する。 点数 = 10 × 最低価格 / 見積価格 (小数点以下四捨五入)	10

計100点